

次のとおり届けます。

当社は消費税及び地方消費税に係る

課税事業者 です。

免税事業者 です。

# 入札書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市東成区長 春木 卓伸 様

大阪市入札参加資格承認番号 ( )

住 所 又 は

事 業 所 所 在 地

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称

氏名又は代表者氏名

印

下記について関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書及び裏面記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

十億

百万

千

円

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記

案件名称	大阪市東成区役所窓口案内業務従事者派遣（長期継続）
履行期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
履行場所	本市指定場所

## 通知事項

1 入札に付すべき事項	別紙仕様書のとおり
2 入札保証金	免除(大阪市契約規則第 19 条第 1 項第 2 号による。)
3 契約条項を示す場所	大阪市東成区役所 総務課
4 入札執行場所	大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号 大阪市東成区役所 3 階 301 会議室
5 入札執行日時 (入札書提出期限)	令和 8 年 1 月 22 日 (木) 午後 2 時 00 分
6 入札の無効	<p>次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪市契約規則(昭和 39 年 4 月 1 日規則 18 号)第 28 条第 1 項各号の一に該当する入札</li> <li>○共通事項 1 に定める入札参加資格を有しない者がした入札</li> <li>○審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札</li> <li>○本入札書を用いないでした入札</li> <li>○同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札</li> <li>○最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札</li> <li>○再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札</li> <li>○指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札</li> <li>○低入札価格調査制度(地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。)適用案件において、次の項目に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定する日時までに、低入札価格根拠資料(以下「根拠資料」という。)を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札</li> <li>②価格による失格基準を設定する案件において、同基準を下回る価格の入札</li> </ul> </li> <li>○共通事項 3 に定める関係会社の参加制限に該当する 2 者がしたそれぞれの入札</li> </ul>
7 入札書記載方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札者は、本入札書を A4 サイズ白無地用紙にダウンロード印刷して使用すること。</li> <li>○入札書には契約期間の総額を記入すること。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。</li> </ul>
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きをすること。</li> <li>○入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、契約規則第 21 条第 2 項により落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収する。</li> <li>○入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</li> <li>○個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が入札書へ記名押印すること。</li> <li>○この入札において独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、若しくは、刑法第 96 条の 6 に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低 100 分の 20 に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。</li> <li>○契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</li> </ul>